

告示

埼玉県告示第百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ新座店

新座市野火止四丁目四番四十三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時まで

（変更後）午前十時から午後九時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分まで

（変更後）午前九時三十分から午後九時三十分まで

ハ 変更年月日

平成二十二年二月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十二年一月二十九日

二 縦覧期間

平成二十二年二月十六日から平成二十二年六月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月十六日から平成二十二年六月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課